

## **〔事案 24-170〕 契約無効・既払込保険料返還等請求**

・平成 25 年 8 月 22 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

告知義務違反による契約の解除を不服として、既払込保険料の返還と慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 21 年 12 月に、終身保険（契約者：申立人、被保険者：申立人の長男）に加入したが、平成 23 年 10 月に被保険者がヘルニア手術を行ったため給付金を請求したところ、告知義務違反を理由に契約が解除となった。しかしながら、以下の理由により、告知書は無効であり、契約そのものが無効であることから、既払込保険料の返還と慰謝料を支払ってほしい。

- (1)被保険者は、告知書（過去 5 年以内に上記〔表〕以外の病気やけがで、7 日以上の期間にわたり、医師の診察・検査・治療・投薬をうけたことがありますか）に「はい」と記入していたにもかかわらず、その記入理由を聞いた募集人が、被保険者ではなく申立人に「いいえ」に訂正するよう求め、告知人（被保険者）でない申立人に告知書の訂正を行わせた。
- (2)椎間板ヘルニアについては、募集人に口頭で告知したが、募集人は被保険者が正しく告知ができるよう、その告知方法の具体的な説明をするべきであるにもかかわらず、これを怠ったことから、正しい告知ができなかった。
- (3)本紛争における保険会社の対応は、申立人および被保険者の名誉等を棄損するものであり、また、虚偽の事実を主張する等、不法行為に該当する。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)被保険者は、告知書に自署し、自ら訂正しており、告知手続に何ら瑕疵はない。本契約は、告知義務違反により将来に向かって契約が解除されており、当社が既払込保険料を返還する義務はない。
- (2)被保険者は、告知書第の質問に対する回答を「はい」から「いいえ」へと訂正した際、募集人に対して下痢で 7 日以内の通院があったと説明したに過ぎず、糖尿病での入院・通院・投薬および腰椎椎間板ヘルニアでの通院・投薬について告知がなかったことに争いはない。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

## 1. 申立人の主張の法的整理

- (1) 申立人の主張(1)を、「被保険者の承諾無く第三者が記載した場合は、告知書は無効であり、本件は有効な告知書が無いので、契約自体無効であり、従って、契約者たる自分は保険料支払義務が無いので、既払込保険料は不当利得として返還するべきである」という主張であると判断する。
- (2) 申立人の主張(2)を、「告知義務の説明が十分でなかったことにより、被保険者が誤った記載をしたので、被保険者の告知義務違反は故意又は重大な過失にもとづくものではないことから、保険会社は契約の解除ができない」という主張であると判断する。

## 2. 告知書の瑕疵について

- (1) 告知書は、保険者（保険会社）のために記載されるものであるから、仮にその成立に関して瑕疵が存在しても、保険者がこれを認めれば、契約の効力に影響を与えるものではなく、契約者から告知書の記載の瑕疵をもって、契約の無効を主張することはできない。
- (2) 本件では、告知書の一部の訂正が被保険者以外の者によってなされたことは明白であるが、事情聴取等の結果を踏まえると、その訂正が必ずしも被保険者の意思に反するものではなく、また仮に瑕疵が存在するとしても、本紛争に関する重要部分ではない一部の瑕疵であり、それが当該告知書の重要部分に及ばない限り、告知書全体の効力には影響を与えない。まして、本件では保険会社が、その告知書の無効を主張していないので、この瑕疵をもって、契約の効力に影響を与えるものではない。

## 3. 解除の効力について

- (1) 当審査会に提出された証拠によると、告知書について明らかに事実と反する回答で、これらの事実は被保険者においては当然認識している事実であることから、誤った告知は故意又は重大な過失にもとづくものと評価でき、本告知義務違反による保険会社の契約解除は有効である。
- (2) 申立人が、椎間板ヘルニアに関する事実を募集人に告げたか否かは、当事者間の主張には隔たりがあり、これを認定すべき証拠はないが、仮にその事実を告げたとしても、募集人には告知受領権はなく、被保険者の告知内容を修正するよう指導すべき義務もない。
- (3) 告知すべきであった事項は、被保険者が成人であったことを踏まえれば、告知書の記載内容から認識できる事項であり、仮に疑問が生じても「正しく告知いただくために」が交付されており、過去の受診歴に関する告知が必要であることは明らかであるため、募集人の口頭による説明がなくとも、説明義務に反することはない。

## 4. 名誉棄損について

名誉棄損（申立人の主張 3）とは、公然と事実を摘示し人の名誉を棄損した場合であり、公然とは、不特定又は多数人に対して伝播するような状態を意味するが、本件において、交渉段階で、人の社会的評価を棄損するような事実の摘示があったとしても、公然と言えるかは疑問であることから、名誉棄損の事実を認めることはできない。